

◆重要事項説明書 (令和6年4月版)

社会福祉法人 共愛会
幼保連携型認定こども園 いしえこども園

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 共愛会
代表者氏名	理事長 藤元 大輔
法人の所在地	青森県青森市大字石江字高間138番地3
法人の電話番号	017-781-0881
法人創立年月日	昭和36年10月1日
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 認定こども園の経営

2 認定こども園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 いしえこども園
所在地	青森県青森市大字石江字高間138番地3
電話番号	017-781-0881
事業認可年月日	平成29年4月1日 法人創立より石江保育園として平成29年3月31日まで運営
園長氏名	藤元 悦子
入所定員	0歳児から2歳児まで28名 3歳児から5歳児まで57名 待機児童がいる場合、解消のため定員枠を超え受け付けます。
職員数	30名 嘱託医・外部講師を含む
保育事業の種類	延長保育、一時預かり保育、B地区子育て支援
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自のレベルを高めるために全ての職員に実施します

名称	幼保連携型認定こども園 いしえこども園 分園
所在地	青森県青森市石江3丁目16番地5
電話番号	017-752-6016
事業認可年月日	平成31年4月1日
園長氏名	藤元 悦子
入所定員	0歳児から2歳児まで9名 待機児童がいる場合、解消のため定員枠を超え受け付けます。
職員数	10名 嘱託医・外部講師を含む
保育事業の種類	延長保育、一時預かり保育、B地区子育て支援
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自のレベルを高めるために全ての職員に実施します

※認定こども園とは

急速な少子化の進行や家庭・地域社会を取り巻く環境の変化などを背景に、就学前の子どもに対する教育・保育や子育て支援などを総合的に行う仕組みとして、創設された制度です。

3 開園日・開園時間及び休園日

本園・分園共通

	2号及び3号認定子ども	1号認定子ども
開園日	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日
開園時間	<保育標準時間認定> 7:00～17:59 18:00～18:59 (※延長保育) <保育短時間認定> 7:00～7:59 (※延長保育) 8:00～15:59 16:00～18:59 (※延長保育)	7:00～7:59 (※一時預かり保育 幼稚園型) 8:00～13:59 14:00～17:59 (※一時預かり保育 幼稚園型)
休園日	日曜日、国民の祝日 年末年始 (12/29～1/3)	土曜日 ※ 日曜日、国民の祝日 年末年始 (12/29～1/3) 夏季休業 (8/10～8/20) ※ 冬季休業 (12/26～1/10) ※ 春季休業 (3/25～3/31) ※ ※一時預かり保育 幼稚園型の利用可能

4 施設の概要

本園

建物の構造 鉄骨造平屋建

建物の面積 562.69 m²

遊戯室 保育室 4 室、ほふく・乳児室、(手洗い場付)

給食室、事務室、多目的室、楽器保管庫 調乳室 沐浴室

送迎用駐車スペース (11 台)

園庭 976.8 m²

体験農園 40 m²

設備概要 床暖房(遊戯室・保育室・ほふく・乳児室) 水洗トイレ

靴洗い場・LED 照明 防犯・監視カメラ

空気清浄機 歯ブラシ消毒器 保温機(お弁当)

分園

建物の構造 木造 2 階建

建物の面積 113.85 m²

遊戯室・保育・ほふく室・乳児室、給食室、職員室、洗面風呂場

送迎用駐車スペース (3 台)

園庭 30.13 m²

設備概要 床下エアコン(保育・ほふく・乳児室) 水洗トイレ

LED 照明 防犯・監視カメラ 空気清浄機 歯ブラシ消毒器

5 職員構成について

理事長 藤元 大輔

園長 藤元 悦子

副園長 保育教諭 調理員 用務員 事務員

嘱託内科医 中野 朝子

嘱託歯科医 奥平 泰久

嘱託薬剤師 星野 雅子

外部講師 体育教室 米谷 聡美 (カワイ体育教室)

ダンス教室 横岡 祐輔 (ダンススタジオ ムーブオン)

音楽教室 中村 成範 (フィルハーモニック・ウィンズ大阪)

水泳教室 (希望者のみ) ヤクルトスイミング ※有料

6 入園時に必要な書類等（家庭調書・入園同意書）

- (1) 住居を確認するもの
- (2) 保護者の連絡先を明示するもの
- (3) 子どもの体調を確認するもの（病歴、予防接種の記録、アレルギー等）
- (4) 子どもの嗜好や生活習慣を知るもの
- (5) 緊急時の対応を明示するもの（緊急の場合の指定病院について）

※アレルギー疾患もしくはその疑いがある場合、主治医の意見書を提出してください。

※離乳食を食べている場合は、離乳食問診票を提出ください。

※個人情報の取り扱いについては十分注意いたします。

7 保護者と子ども園の連絡について

- (1) こども園では、子どもが毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。こども園での様子をご家庭での様子を相互連絡するために、連絡帳を活用します。
体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、子どもの家庭での様子をできるだけ詳しくお知らせください。
- (2) 毎月1回、月末に園だよりと予定献立表を発行し、行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。

8 参観等について

ご家族の参観を予定しており、園においでいただき、日頃の様子をご覧になっていただく機会を設けています。また、園で行われる各種行事への参加をお願いします。

9 健康診断等について

- (1) 全園児は、年2回、嘱託医が内科・歯科の検診をします。検診の結果については、連絡帳等で家庭にお知らせします。
毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、児童票（日々の成長記録）に記録し、連絡帳等で家庭にお知らせします。
- (2) 職員は、全員年1回の健康診断を受けます。
採用時には必ず健康診断を受けさせ、健康な人を雇用します。

10 特別保育事業

(1) 延長保育

年度始めに延長保育申込書を提出の上、ご利用の際は事前にご連絡をお願いします。

「本園・分園共通」

対象：2号及び3号認定子ども

保育標準時間認定 18:00 ～ 18:59

保育短時間認定 7:00 ～ 7:59 及び 16:00 ～ 18:59

1時間 200円。〇〇:00 から〇〇:59 までを1時間分の利用として計算します。

例) 18:00～18:45 ⇒ 1時間分の利用料発生

利用月の翌月にまとめて現金にて徴収します。

(2) 一時預かり保育 幼稚園型

「本園のみ」

対象：1号認定子ども

〈次項の期間を除く平常開園日〉

7:00 ～ 7:59 1時間 200円

14:00 ～ 15:59 1時間 100円

16:00 ～ 17:59 1時間 200円

〈土曜日 及び 夏・冬・春休み期間中の開園日〉

利用可能時間帯 7:00 ～ 17:59

8:00 ～ 14:00 1,000円

上記以外の時間 1時間200円

給食 希望者のみ1食350円

利用時間と利用料の計算方法は延長保育と同様です。

利用月の翌月にまとめて現金にて徴収します。

(3) 一時預かり保育 一般型

「本園・分園共通」

対象：非在園児（※利用前の園見学が必要となります）

申込は、利用日の5開園日前までをお願いします。

利用可能時間帯 平常開園日の 7:00 ～ 17:59

料金は以下のとおりで、延長保育等と同様〇〇:59 までを基準として計算します。

9:00 ～ 10:59 600円

11:00 ～ 12:59 600円

13:00 ～ 15:59 600円

上記以外の時間帯 1時間 300円

給食 希望者のみ1食400円

例えば、9:30に預けて、13:30にお迎えに来た場合、「9:00～10:59の600円」、「11:00～12:59の600円」、「13:00～15:59の600円」の計1,800円分の利用という計算になります。ご注意ください。

利用の都度、お迎えの際に現金徴収します。

昼食・午睡・おやつの際は、預かり時間により必要となりますので都度ご相談ください。

11 こども園のご利用に際して、留意していただくこと

- (1) クラス活動が9時に始まりますので、それまでに登園をお願いします。
- (2) 欠席をする場合、又は登園の時間が遅れる場合は、前日までに職員に伝えるか、当日の8時から9時までの間に、(本園) 017-781-0881 (分園) 017-752-6016 へご連絡をお願いします。
- (3) 0・1歳児は、子どもの体調を知るために、毎朝家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、機嫌が悪い・元気がないなど、不調や高熱が疑われる場合は、職員が検温を行いますが、登園前に①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排泄の状態など、いつもの様子と異なっていないか確認してください。
- (4) 登園前に熱が高い場合は、医師の診断を受けてください。また、登園後熱が高くなった場合、緊急連絡先に連絡をさせていただきます。
- (5) 麻疹(はしか)・水痘(みずぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、全ての子どもの感染予防のため、登園停止期間を経過してから、登園可能であることを医師に確認をして登園ください。
- (6) 与薬については医療行為にあたるため、原則として行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限りお預かりし、限定された保育職員が与薬します。その場合、お薬連絡票を登園時に提出していただきます。

12 緊急時の対応について

- (1) 保育中に容態の変化があった場合、あらかじめ保護者の指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医への連絡などの必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡の取れない場合、もしくは非常に緊急の場合は、子どもの身体の安全を最優先とし、119番通報により緊急車両の手配をしますのであらかじめご了承ください。

13 教育・保育内容、健康、子育てに関するご相談・ご意見・ご要望・苦情等について

相談・苦情受付担当者：藤元 大輔 TEL017-781-0881 TEL090-7223-4477（園携帯）
 相談・苦情解決責任者：藤元 悦子 TEL017-781-0881 TEL090-7223-4477（園携帯）
 第三者委員 ：阿保 廣志 TEL017-739-3641
 ：佐々木 純子 TEL090-2882-5298

受付方法：面談・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

要望等受付書を玄関に設置しています。

14 非常災害時の対策・防犯対策

- (1) 消防計画作成届出書を作成し、毎月1回火災及び地震を想定した避難訓練を行っています。
- (2) 防災設備：非常警報通報設備、自動煙・火災感知器、非常誘導灯、屋内消火器
- (3) 防犯設備：防犯カメラ、機械警備監視システム（青森総合警備保障）
- (4) 避難場所
 - 〈本園〉園敷地内避難場所 第一避難場所：園庭 第二避難場所：園裏駐車場
緊急避難場所 避難場所：新城小学校
 - 〈分園〉園敷地内避難場所 第一避難場所：園前駐車場
緊急避難場所 避難場所：新城小学校

15 保育料等別途費用について

費用	金額	支払いを受ける時期
保育料 〈3号認定子ども〉	青森市の定める金額	毎月当月末
給食食材費（副食費） 〈1号認定子ども〉	月額¥5,000	毎月当月末
給食食材費（副食費） 〈2号認定子ども〉	月額¥6,000	毎月当月末
スイミング費 （3歳以上児の希望者）	月額¥4,000	毎月当月末まで

※保育料及び副食費は、銀行自動引落としでのお支払いのため、事前に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出していただきます。

※「給食食材」の内容は、「副食（おかず、汁物）」のみです。主食（ごはん）は、毎日お持ちください。園の保温庫で保管の後、子どもたちに提供します。